

村山内科介護医療院 運営規程

（事業の目的）

第1条 長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、及び機能訓練、その他の必要な医療、並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるようにすることをその事業の目的とする。

（運営方針）

第2条 施設の職員は、一貫して入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、介護医療院サービスの提供を実施すること。さらに明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、より充実したサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 村山内科介護医療院
- 2 所在地 徳島県三好市池田町サラダ1795番地1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は下記の通りとする。

- I 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上
医師は入居者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当、適切な診察を行う。
併設型小規模介護医療院のため、同一敷地内にある有床診療所との連携を確保している。
- 3 管理栄養士又は栄養士 1名以上
管理栄養士又は栄養士は栄養管理を行う。
栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 4 看護職員 入所者6人に対して1人以上
看護職員は、医師の指示に基づき、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護の提供にあたる。
- 5 介護職員 入所者6人に対して1人以上
介護職員は入所者の病状及び心身の状況に応じ、介護の提供に当たる。
- 6 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は施設サービス計画を作成、実施、評価する。
- 7 歯科衛生士 1名以上
歯科衛生士は口腔ケアと指導にあたる。
- 8 理学療法士及び作業療法士 1名以上
理学療法士及び作業療法士は基本動作の回復や維持、悪化の予防に努める。

但し厚生大臣の定めに変更があり、職員数が基準上の必要人員を下回る場合は速やかに増員し、基準を上回る人数とする。

(介護医療院の入所者の定員)

第5条 施設の入所者定員は下記の通りとする。

Ⅱ型療養床 16名

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 診療
- 三 入浴
- 四 排せつ
- 五 褥瘡の予防
- 六 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- 七 食事の提供、栄養管理
- 八 機能訓練
- 九 相談、援助
- 十 レクリエーション行事
- 十一 口腔衛生の管理

(利用料その他費用の額)

第7条 指定介護医療院施設のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護医療院施設が法定代理受領サービスである場合は、入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前頁に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを入所者から受けることができるものとする。

一 食事費 朝食350円、昼食530円、夕食500円

二 滞在費 従来型個室 第1, 2段階 490円/日

第3段階 1310円/日 第4段階 1668円/日

多床室 第4段階 377円/日 第2・3段階 370円/日 第1段階 0円/日

三 理美容代 実費

四 その他、日常生活において、通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前頁に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 二 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 三 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者が介護医療院サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 3 入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 4 入所者は設備の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて消防計画を作成し、年2回全職員による防災訓練を実施し、突発的な災害への心理的障害をなくし、同時に施設などの点検を実施する。入所者へは避難路の明示と、教育を実施する。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 入所者の病状に急変その他、緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに医師に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する手当を行った場合には、速やかに医師に報告するものとする。

(衛生管理)

第12条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(協力医療機関等)

第 13 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- 2 施設はあらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。
- 3 施設は、1 項の規定に基づき協力医療機関を定めるにあたっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保していること。
 - ② 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 4 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出るものとする。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は 家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者、又は養護者（入所者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 施設は、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態、及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとする。

- 1 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施する。
- 2 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがある

(地域との連携)

第 19 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護医療院の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 22 条 施設は従業員の質的向上を図るため、研修機会を設けるものとし、また業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た患者又はその家族の秘密を厳守する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき主旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人村山内科と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。